

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
生活保護法による指定施術者の指定(九三二・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定施術者の事業の廃止(九三二・福祉政策課).....	1
保安林の指定の解除(九三三・由利地域振興局農林部).....	2
道路区域の変更(九三四・九三七・道路環境課).....	2
道路区域の変更及び供用開始(九三八・道路環境課).....	4
道路区域の変更(九三九・道路環境課).....	5

告 示

建築基準法による道路位置の指定(九四〇・由利地域振興局建設部).....	5
公告	
土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部).....	6
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	6
収用委員会告示	
土地収用事件の審理の開始(三).....	7
収用委員会の公示による通知	
土地収用事件の審理開始の公示による通知.....	7

生活保護法による指定施術者の指定(九三二・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定施術者の事業の廃止(九三二・福祉政策課).....	1
保安林の指定の解除(九三三・由利地域振興局農林部).....	2
道路区域の変更(九三四・九三七・道路環境課).....	2
道路区域の変更及び供用開始(九三八・道路環境課).....	4
道路区域の変更(九三九・道路環境課).....	5

秋田県告示第九百三十一号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十一月二十六日
 秋田県知事 寺 田 典 城

氏名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
渡 辺 康	大館市中神明町七 九	はり・灸・指 庄・マツサ ジ・マツサ ー心堂	大館市一心院南二十九番地三	あん摩マツ サージ指庄	平成十六年十月九日
菅 原 一 成	男鹿市船川港船川字新浜町一 十四	すがわら接骨 院	男鹿市船川港船川字新浜町一 十四	柔道整復	平成十六年十一月九日

秋田県告示第九百三十二号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から事業の廃止の届出があったので、

同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十一月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日

菅原 一成	男鹿市船川港船川字栄町四十一	すがわら接骨院	男鹿市船川港船川字栄町四十一	平成十五年九月十四日
-------	----------------	---------	----------------	------------

秋田県告示第九百三十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、
 次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十六年十一月二十六日

秋田県知事 寺田典城

本 庄 市	郡 市 町 村	所在場所	全 面 積		保安林面積	保安林解除面積見込み	指定の目的	解除の理由
			台帳見込み (平方メートル)	見込み (ヘクタール)				
山内	(大字)	字	地番					
松倉沢			一六の一	一八、四〇六	一・八四〇六	一・八四〇六	〇・〇三四〇	なだれの危険防止
								道路用地とするため

（関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局並びに本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第九百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年十一月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一般国道	道路の種類		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
百八号	百八号	百八号	本荘市宮内字天神一七四番地先内	"	一五・二〇〇～一五・六〇〇	〇・〇六一

一 道路の区域

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年十一月二十六日から同年十二月九日まで

秋田県告示第九百三十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧			B	A		
	男鹿琴丘線				南秋田郡若美町角間崎字岡見沢九六番一地先から字百目木四六番六番六地先まで	六・〇〇〇〃 八・〇〇〇	〇・八二五
	男鹿琴丘線				南秋田郡若美町角間崎字岡見沢九六番一地先から字百目木四六番六地先まで	六・〇〇〇〃 五七・〇〇〇	一・二二六

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十一月二十六日から同年十二月九日まで

り道路の区域を変更する。
 平成十六年十一月二十六日

秋田県知事 寺田典城

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年十一月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九百三十六号

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧			B	A		
	入道崎寒風山線				男鹿市北浦北浦字五輪野一五五番八地先から相川字神田八九番二まで	七・〇〇〇〃 二〇・〇〇〇	一・六八三
	入道崎寒風山線				男鹿市北浦北浦字泉野二五番一地先から相川字嶋田岱一五八番一地先まで	一・一〇〇〃 九〇・〇〇〇	一・六三一
	入道崎寒風山線				男鹿市北浦北浦字五輪野一八三番三地先から相川字嶋田岱一七八番一まで	一・一〇〇〃 八二・〇〇〇	一・五〇一

県道		新	旧
	入道崎寒風山線	入道崎寒風山線	入道崎寒風山線
	男鹿市北浦北浦字五輪野一八三番二地先から相川字嶋田岱一七八番一まで	男鹿市北浦北浦字五輪野一八三番二地先から相川字嶋田岱一七八番一まで	男鹿市北浦北浦字泉野二五番一地先から相川字嶋田岱一五八番一地先まで
	敷地の幅員(メートル)	一一・〇〇〇〇〇	七・〇〇〇〇〇
	延長(キロメートル)	一・五〇一	一・三八四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十六年十一月二十六日から同年十二月九日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年十一月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九百三十七号

一 道路の区域

県道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	本荘岩城線	本荘岩城線	由利郡大内町岩谷麓字麓二〇一番地先から二〇五番地先まで		一一・五〇〇〇〇	〇・一八二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十六年十一月二十六日から同年十二月九日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十六年十一月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九百三十八号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	釈迦内花岡白沢線		大館市釈迦内字高館下三六番二から松峰字松峰西二番二まで	一〇・〇〇〇〇〇	〇・一五五

県 道	新	釈迦内花岡白沢線	〃	一一・〇〇〇〇三〇・〇〇〇	〇・一五五
-----	---	----------	---	---------------	-------

二 供用開始の期日 平成十六年十一月二十六日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十六年十一月二十六日から同年十二月九日まで

秋田県告示第九百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年十一月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	新 旧				
	新	旧	払戸箱井線	南秋田郡若美町角間崎字榎沢一番一地先から字十文字二七番二地先まで	六・〇〇〇〇一五・〇〇〇	二・〇二七
		A				
				B		
					一一三・〇〇〇〇五〇・〇〇〇	一・八四七

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十六年十一月二十六日から同年十二月九日まで

建築基準法(昭和二十五年法律第三十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第

四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

秋田県告示第九百四十号

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
本荘市出戸町字小人町一一五番地三 本荘開発	本荘市薬師堂字一本木二二四番二、一一一 五番一	五四・九八メートル	六メートル	平成十六年十一月十六日
代表 荘 司 清				

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、飯田川町土地改良区から次のとおり役員（の）の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月二十六日

退任理事の住所及び氏名

南秋田郡飯田川町飯塚字樋ノ下九十六番地の一

山 平 雅 巳

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

語学学習システム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年一月十三日（木）

(四) 納入場所

秋田県立横手清陵学院高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日（を）を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日（を）を除き、平成十六年十一月二十六日（金）から同年十二月六日

四 (月)までの期間、随時交付する。

入札執行の日時及び場所

平成十六年十二月十日（金）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

五 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

ハイブリット自動車 二台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

入札説明書及び仕様書による。

入札説明書及び仕様書による。

入札説明書及び仕様書による。

入札説明書及び仕様書による。

入札説明書及び仕様書による。

<p>(一) 納入期限 平成十七年二月四日(金)</p> <p>(二) 納入場所 県が指定する場所</p> <p>(三) 入札に参加する者に必要な資格 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。</p> <p>(四) 契約条項を示す場所等 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)</p> <p>(五) 入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十一月二十六日(金)から同年十二月六日(月)までの期間、随時交付する。</p> <p>(六) 入札執行の日時及び場所 平成十六年十二月十日(金) 午前十時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室</p> <p>(七) 入札保証金 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。</p> <p>(八) その他</p> <p>(九) 入札の方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(十) 入札の無効 規則第六十六條に規定するところによる。</p> <p>(十一) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ</p>	<p>(一) 提出書類等 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。</p> <p>(二) その他 詳細は、入札説明書による。</p>
--	--

<p>秋田県収用委員会告示第三号</p> <p>秋田県収用委員会は、起業者秋田県から平成十六年八月十日に申請のあった秋田市計画道路事業三・四・十四号川尻広面線に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則(昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号)第六條の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十六年十一月二十六日</p> <p>秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一</p> <p>一 審理開始の期日 平成十七年一月二十六日午後二時三十分</p> <p>二 審理開始の場所 秋田市山王三丁目一番一号 県庁第二庁舎 三十四会議室</p>	<p>収用委員会の公示による通知</p> <p>土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六條の二において準用する同令第五條第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。</p> <p>なお、通知書は、当収用委員会事務局(秋田県建設交通部建設管理課)に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成十六年十二月十七日をもってその通知があつたものとみなされる。</p> <p>平成十六年十一月二十六日</p> <p>秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一</p> <p>一 事件名 秋田都市計画道路事業 三・四・十四号 川尻広面線に係る土地収用事件</p> <p>二 通知書の名称 平成十六年十一月十七日付け秋収委 百「審理の開始について」(通知)</p> <p>三 通知を受けるべき者 秋田県秋田市大町五丁目四百八十六番四及び四百八十六番五の土地の所有者</p>
---	---

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄